

各府省庁情報セキュリティ担当課室長 殿

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター
内閣参事官（政府機関総合対策担当）

府省庁が提供しているソフトウェアの脆弱性に関する情報提供及び脆弱性を含むソフトウェアに関する対策実施の必要性について（注意喚起）

統一基準群においては、ソフトウェアに関する脆弱性対策として、

- ・利用するソフトウェア及び独自に開発するソフトウェアにおける脆弱性対策の状況を定期的に確認し、脆弱性対策が講じられていない状態が確認された場合は対処すること
- ・アプリケーション・コンテンツの作成時の対策として、府省庁外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための規定を整備すること
- ・セキュリティ要件の策定の際、提供するアプリケーションが脆弱性を含まないこと等を仕様の内容に含めること

を求めています（遵守事項 6.2.1 並びに 6.3.1(1) 及び(2)）。

先般、府省庁が利用者にソフトウェアを提供する場合の脆弱性対策について平成 28 年 10 月 18 日付事務連絡にて注意喚起を実施したところですが、平成 29 年 5 月 25 日以降、JPCERT/CC 及び IPA が共同で運営している脆弱性対策情報ポータルサイト（JVN）において、複数の府省庁が提供するソフトウェアのインストーラにおける DLL 読み込みに関する脆弱性が発見されたと報告されています。

また、上記に関連し、インストーラ作成ソフトウェアを使用して作成されたインストーラや圧縮解凍ツールで作成された自己解凍書庫ファイルなど、Windows アプリケーションによる DLL 読み込みやコマンド実行に関する脆弱性が多数報告されていると、JVN より情報発信されています。

つきましては、これら状況を踏まえ、広く一般にソフトウェアを提供し行政サービスを行っている又は今後提供する予定がある府省庁においては、ソフトウェア開発時に使用したツール等を把握し、該当するツール等の脆弱性を修正するための修正プログラムが提供されたときに適切に対応するなど、貴機関の情報セキュリティポリシー及びその運用に万全を期されるようお願いいたします。

なお、所管する独立行政法人及び指定法人に対しても、本注意喚起について周知願います。

<参考>

- ・ Windows アプリケーションによる DLL 読み込みやコマンド実行に関する問題
<https://jvn.jp/ta/JVNTA91240916/index.html>（平成 29 年 5 月 25 日付け）
- ・ 府省庁が提供するソフトウェアにおける脆弱性に関する情報
<https://jvn.jp/jp/JVN75514460/index.html>（平成 29 年 5 月 25 日付け）
<https://jvn.jp/jp/JVN41185163/index.html>（平成 29 年 5 月 25 日付け）
<https://jvn.jp/jp/JVN92422409/index.html>（平成 29 年 5 月 26 日付け）

問合せ先

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター
政府機関総合対策グループ 前田、土田、平川

03-3581-3959